

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号。以下「条例」という。）に基づき行った、次の公文書公開請求に対し議会（以下「実施機関」）が不存在決定の取消しを求めるといものである。

請求日 平成21年2月19日（平成21年2月20日受付）

請求内容 伊賀タウン情報誌YOU（2009年2月14日付）に参照されている、D市議が07年度に購入の「携帯型ナビ」の用途目的である「緯度や標高を計測し、視察地の農作物が名張でも適しているか等の研究」に関する2年間の研究成果報告書、又は、作成予定資料の概要。

実施機関の処分 平成21年2月24日付名議総第397号（不存在決定）

請求日 平成21年2月19日（平成21年2月20日受付）

請求内容 伊賀タウン情報YOU（2009年2月14日付）に参照されている、F市議が平成19年度年度に購入したと言われている「デジカメ用プリンター」の写真を使って作成された資料例（2～3件）の公表。

平成16年度から平成19年度の「デジカメ写真プリント代：11万807円」の写真を使って作成された資料例（各年度毎：2～3件程度）の公表。

実施機関の処分 平成21年2月24日付名議総第398号（不存在決定）

請求日 平成21年3月5日（平成21年3月10日受付）

請求内容 平成16年度～平成19年度：各視察先の各宿泊先の宿泊費領収書を添付した「調査旅費報告書」

実施機関の処分 平成21年3月16日付名議総第421号（不存在決定）

請求日 平成21年2月26日（平成21年3月3日受付）

請求内容 各年度（平成16年度から平成19年度）の「視察テーマの成果＝施策立案、又は議会で提案・議論され、具体的に実現した案件事例」（市民に施策が見える案件）全ての調査報告書

実施機関の処分 平成21年3月16日付名議総第418号（不存在決定）

請求日 平成21年2月26日（平成21年3月3日受付）

請求内容 平成14年度から平成18年度に政務調査費で購入された備品・書籍などが返還されていることを証明する公文書。

実施機関の処分 平成21年3月16日付名議総第416号（不存在決定）

請求日 平成21年5月6日（平成21年5月7日受付）

請求内容 平成20年度：会派別 政務調査費収支報告書のうち、研究研修費および調査旅費に関する宿泊費領収書の写し

実施機関の処分 平成21年5月21日付名議総第61-2号（不存在決定）

3 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

異議申立人の請求した文書は、条例および規則などで提出義務が定められておらず、任意の提出もされていないため不存在である。

4 異議申立て理由

異議申立人の主張を総合すると、次の理由により、本決定は取り消すべきであるというものである。

実施機関の行った処分は名張市情報公開条例及び名張市自治基本条例等に定められた条項に整合性を欠いている。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じるおそれがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

(2) 本決定の妥当性について

条例でいう実施機関としての議会は議会事務局を意味し、議員は含まれない。

政務調査費がどのように使われているかについて、市が議員に対して、詳細な報告書等の提出義務を課すことは、議員活動の制約につながる恐れがないわけではなく、報告書等が提出されていないからといって直ちに不合理だとは言えない。

政務調査費収支報告書を提出の際には、領収書の写しを添付する義務はあるが、旅費については旅費計算書が領収書に代わるものとして提出されており、条例・規則で定額支給とされている宿泊料については宿泊施設等の領収書の提出までは求められていない。

実施機関は提出義務がない場合、任意的提出を受けたもののみ管理し、公開の対象文書にすればよい。

したがって、任意的に提出されていない以上、実施機関の行った決定は妥当である。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の意見

なし。

7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年5月20日	諮問書の受理（8件）
平成21年5月25日	諮問書の受理（1件）
平成21年5月25日	実施機関に対して不存在決定理由説明書の提出依頼（8件分）
平成21年5月26日	実施機関に対して不存在決定理由説明書の提出依頼（1件分）
平成21年6月12日	不存在決定理由説明書の受理（9件分）
平成21年6月17日	異議申立人に対して不存在理由説明（写）送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
平成21年7月 9日	意見書の受理
平成21年7月27日	第22回情報公開審査会 審議 実施機関の意見聴取
平成21年8月21日	第23回情報公開審査会 審議
平成21年9月 2日	答申

8 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	樹 神 成	三重大学人文学部教授
会長職務代理	筒 井 琢 磨	皇學館大学社会福祉学部教授
委 員	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	森 久 恵	三重弁護士会 弁護士
委 員	福 田 悦 子	人権擁護委員